

NEWS RELEASE

会社名：岡三証券株式会社 代表者：取締役社長 池田 嘉宏
住 所：東京都中央区日本橋一丁目17番6号

岡三証券
OKASAN SECURITIES

2022年7月15日

各 位

JICA（国際協力機構）が発行する「ピースビルディングボンド」 （平和構築債）の引受について

当社はこのたび、独立行政法人国際協力機構（JICA）が発行する第67回国際協力機構債券「ピースビルディングボンド」の共同主幹事を務めましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社では今後も、このような社会的課題に対応するプロジェクトや活動への支援を目的とした資金調達手段であるソーシャルボンドをはじめとしたSDGs債の販売など、事業活動を通じた社会貢献に取り組んでまいります。

記

JICAは「人間の安全保障と質の高い成長の実現」を組織のミッションに掲げ、日本の政府開発援助（ODA）の中核を担う実施機関として、日本および国際経済社会の健全な発展に貢献する役割を担っています。

近年、世界で武力紛争が増加し、その多くは開発途上地域で発生しています。また、難民等の増大が受入国や地域にもたらす負担の増加に伴い新たな社会的対立の火種になることが懸念されています。JICAは従前から、開発途上地域で暴力的な紛争を発生・再発させない強靱な国・社会づくりや、難民・避難民と受入国の地元住民との平和的な共存に向けた支援などに取り組んでいますが、今般の世界的な平和の危機を踏まえ、平和な社会の実現に向けた取り組みの強化を目的として、JICAとして初めてのピースビルディングボンドが発行されることとなりました。

本債券によって調達される資金は、紛争・内戦により影響を受けた、あるいは受けている様々な国・地域等に対する平和と安定や復興に資する有償資金協力事業に充当される予定です（但し、石炭火力発電事業への出融資は除かれます。）。

なお、本債券はソーシャルボンド（※1）の特性に従った債券です。JICAが発行するソーシャルボンドは第三者機関からセカンド・オピニオン（※2）を取得しており、また我が国の「SDGs実施指針改定版」においてSDGs達成に必要な資金を確保するためのファイナンスとして位置付けられています（※3）。

< 第 67 回国際協力機構債券（20 年）「ピースビルディングボンド」の概要 >

発行体	独立行政法人 国際協力機構（JICA）
名称	第 67 回国際協力機構債券（20 年）「ピースビルディングボンド」
年限	20 年
発行総額	130 億円
利率	0.91%
発行価格	額面 100 円につき金 100 円
主幹事	大和証券（事務主幹事）、野村證券、みずほ証券、岡三証券
条件決定日	2022 年 7 月 15 日
払込日（発行日）	2022 年 7 月 22 日

(※1) 「ソーシャルボンド」は、社会的課題の解決に資する事業を資金用途とする債券で、国際資本市場協会（International Capital Market Association：ICMA）がその定義（社会的課題の解決に資する事業を対象とし、「資金用途」「事業評価・選定プロセス」「資金管理」「レポートニング」についての情報開示を要件とする）をソーシャルボンド原則（The Social Bond Principles）として公表している。

(※2) セカンド・オピニオン発行者：株式会社日本総合研究所

(※3) 内閣に設置された持続可能な開発目標（SDGs）推進本部（本部長：内閣総理大臣）が決定した「SDGs 実施指針改定版（2019 年 12 月 20 日、一部改訂）」においては「環境・社会・ガバナンスの要素を考慮する ESG 金融やインパクトファイナンス、ソーシャルファイナンス、SDGs ファイナンス等と呼ばれる経済的リターンのみならず社会貢献債としての JICA 債の発行など社会的リターンを考慮するファイナンスの拡大の加速化が、SDGs 達成に向けた民間資金動員の上で重要である。」とされており、日本政府は、このための環境づくりに向けた施策を進めるとともに、民間企業の取組を後押しすることとなっている。

以 上

本件に関する報道機関からのお問い合わせは、企画部（広報 03-3275-8248）までお願いいたします。

手数料およびリスクについての重要な注意事項

<有価証券や金銭のお預りについて>

株式、優先出資証券等を当社の口座へお預けになる場合は、1年間に3,300円(税込み)の口座管理料をいただきます。加えて外国証券をお預けの場合には、1年間に3,300円(税込み)の口座管理料をいただきます。ただし、当社が定める条件を満たした場合は当該口座管理料を無料といたします。なお、上記以外の有価証券や金銭のお預りについては料金をいたしません。さらに、証券保管振替機構を通じて他社へ株式等を口座振替する場合には、口座振替する数量に応じて、1銘柄あたり6,600円(税込み)を上限として口座振替手数料をいただきます。

お取引にあたっては「金銭・有価証券の預託、記帳および振替に関する契約のご説明」の内容を十分にお読みいただき、ご理解いただいたうえでご契約ください。

<株 式>

株式の売買取引には、約定代金(単価×数量)に対し、最大1.265%(税込み)(手数料金額が2,750円を下回った場合は2,750円(税込み))の売買手数料をいただきます。ただし、株式累積投資は一律1.265%(税込み)の売買手数料となります。国内株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

外国株式の海外委託取引には、約定代金に対し、最大1.375%(税込み)の売買手数料をいただきます。外国株式の国内店頭(仕切り)取引では、お客様の購入および売却の単価を当社が提示します。この場合、約定代金に対し、別途の手数料および諸費用はかかりません。

※外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料および公租公課その他の賦課金が発生します(外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その合計金額等をあらかじめ記載することはできません)。外国株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

- ・ 株式は、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による株価の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 株式は、発行体やその他の者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ また、外国株式については、為替相場の変動によって、売却後に円換算した場合の額が下落することによって損失が生じるおそれがあります。

<債 券>

債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

- ・ 債券は、金利水準、株式相場、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による債券価格の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 債券は、発行体やその他の者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、債券価格が変動することによって損失が発生するおそれがあり、また、元本や利子の支払いの停滞もしくは支払い不能の発生または特約による元本の削減等のおそれがあります。
- ・ 金融機関が発行する債券は、信用状況の悪化により本拠所在地の破綻処理制度が適用され、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地により異なり、また今後変更される可能性があります。

<個人向け国債>

個人向け国債を募集により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。個人向け国債を中途換金する際は、次の計算によって算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれます(直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685)。

- ・ 個人向け国債は、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国政府の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払い不能が生じるおそれがあります。

<転換社債型新株予約権付社債(転換社債)>

国内市場上場転換社債の売買取引には、約定代金に対し、最大1.10%(税込み)(手数料金額が2,750円を下回った場合は2,750円(税込み))の売買手数料をいただきます。転換社債を募集等によりご購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。転換社債は転換もしくは新株予約権の行使対象株式の価格下落や金利変動等による転換社債価格の下落により損失が生じるおそれがあります。また、外貨建て転換社債は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

<投資信託>

投資信託のお申込みにあたっては、銘柄ごとに設定された費用をご負担いただきます。

- ・ お申込時に直接ご負担いただく費用:お申込手数料(お申込金額に対して最大3.85%(税込み))
- ・ 保有期間中に間接的にご負担いただく費用:信託報酬(信託財産の純資産総額に対して最大年率2.254%(税込み))
- ・ 換金時に直接ご負担いただく費用:信託財産留保金(換金時に適用される基準価額に対して最大0.5%)
- ・ その他の費用:監査報酬、有価証券等の売買にかかる手数料、資産を外国で保管する場合の費用等が必要となり、商品ごとに費用は異なります。お客様にご負担いただく費用の総額は、投資信託を保有される期間等に応じて異なりますので、記載することができません(外国投資信託の場合も同様です)。
- ・ 投資信託は、国内外の株式や債券等の金融商品に投資する商品ですので、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による、対象組入れ有価証券の価格の変動によって基準価額が下落することにより、損失が生じるおそれがあります。
- ・ 投資信託は、組入れた有価証券の発行者(或いは、受益証券に対する保証が付いている場合はその保証会社)の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等による、対象組入れ有価証券の価格の変動によって基準価額が変動することにより、損失が生じるおそれがあります。
- ・ 上記記載の手数料等の費用の最大値は、今後変更される場合があります。

<レバレッジ型上場投資信託、指数連動証券および投資信託、並びに、インバース型上場投資信託、指数連動証券および投資信託>

「レバレッジ型」および「インバース型」について

「レバレッジ型」および「インバース型」が連動を目指す指標(以下、「対象指標」という)は、計算の元となる株式指数、債券指数、REIT指数や商品先物指数、先物の清算値、等(以下、「原指数」という)の日々の上昇率、下落率に一定の倍率を乗じて算出されます。「レバレッジ型」とは倍数がプラス何倍、「インバース型」とは倍数がマイナス何倍といったものをいいます。

主な投資リスクについて

原指数が1日で大幅に変動した場合、倍数(プラス2倍、マイナス1倍、マイナス2倍、等)に応じてETFおよびETNの対象指標も大きく変動し、ひいては基準価額等も大きく変動することになります。

例えば、次のケースでは、対象指標の値がゼロ以下になることにより、ETFおよびETNの基準価額等はゼロとなりますので、投資金額の全額を失うことになります。

- ・レバレッジ型(プラス2倍)またはインバース型(マイナス2倍)のETF、ETNにおいて、原指数が前日から50%以上下落、あるいは、上昇した場合(つまり、前日比半分以下に、あるいは、1.5倍以上となった場合)
- ・インバース型(マイナス1倍)のETF、ETNにおいて、原指数が前日から100%以上上昇した場合(つまり、前日比2倍以上となった場合)

他の重要な留意点について

対象指標の上昇率および下落率は、2営業日以上期間でみた場合、その期間の原指数の上昇率および下落率に倍数(プラス2倍、マイナス1倍、マイナス2倍、等)を乗じた値とは通常一致しません。原指数の価格変動性(ボラティリティ)が大きくなればなるほど、また、投資期間が長くなれば長くなるほど、その差は大きくなる傾向があります。よって、それが長期にわたり継続されることにより、期待した投資成果が得られないおそれが生じます。それゆえに、本商品は、一般的には、長期間の投資に向けたものとはいえず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品といえます。

<信用取引>

信用取引には、約定代金に対し、最大1.265%(税込み)(手数料金額が2,750円を下回った場合は2,750円(税込み))の売買手数料、管理費および権利処理手数料をいただきます。また、買付けの場合、買付代金に対する金利を、売付けの場合、売付株券等に対する貸株料および品賃料をいただきます。委託証拠金は、売買代金の30%以上で、かつ300万円以上の額が必要です。信用取引では、委託証拠金の約3.3倍までのお取引を行うことができるため、**株価の変動により委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。**

<年金・保険>

保険商品には、契約時・運用期間中・年金受取期間中などに費用をご負担いただく場合があります。また、ご契約日から一定期間内の解約または一部解約の場合には、解約控除が発生する場合があります。

- ・**定額終身保険等の積立金は一般勘定で管理されますが、ご契約後一定期間内に解約された場合の解約返戻金は一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。また、商品によっては、解約返戻金の計算に際して、市場金利の変動に応じた市場価格調整が行われるため、損失が生じるおそれがあります。**
- ・**変額年金保険等は特別勘定資産で運用されるため、市場リスク(価格変動、金利変動、為替等によるリスク)、および信用リスク等の投資リスクがあり、積立金や解約返戻金等は一時払い保険料の額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**
- ・**災害保障重視型定期保険、逡増定期保険、定期保険、養老保険等の平準払商品の解約返戻金は、払込保険料累計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**
- ・**外貨建商品の場合には、為替レートの変動により、損失が生じるおそれがあります。**
- ・**生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、死亡給付金額等が削減される場合があります。**

保険商品のご検討・お申込みに際しては、「商品パンフレット」「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり-約款」などをご覧ください。詳しい内容については、販売資格を有した弊社の担当者(生命保険募集人)までお問合せください。

○2037年12月までの間、復興特別所得税として、源泉徴収に係る所得税額に対して2.1%の付加税が課税されます。

○**金融商品は、個別の金融商品ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。当該金融商品の取引契約をされる場合、その金融商品の「契約締結前交付書面」(もしくは目論見書)または「上場有価証券等書面」の内容を十分にお読みいただき、ご理解いただいたうえでご契約ください。**

○この資料は岡三証券が信頼できると判断した情報に基づいて作成されたものですがその情報の正確性、完全性を保証するものではありません。また、資料中の記載内容、数値、図表等は、本資料作成時点のものであり、事前の連絡なしに変更される場合があります。なお、本資料に記載されたいかなる内容も将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。投資に関する最終決定は投資家ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。

○岡三証券およびその関係会社、役員が、この資料に記載されている証券もしくは金融商品について自己売買または委託売買取引を行う場合があります。

○自然災害等不測の事態により金融商品取引市場が取引を行えない場合は売買執行が行えないことがあります。

岡三証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号

加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本暗号資産取引業協会

(2022年1月改訂)